

栃木県子ども総合科学館における飲食物販売事業者の募集について（要項）

栃木県子ども総合科学館（以下、科学館）における利用者の利便性向上を図るため、敷地内における飲食物販売を行う事業者を以下のとおり募集する。

1 内容

科学館屋外における施設利用者に向けた飲食物の販売

2 場所

栃木県子ども総合科学館 宇都宮市西川田町567番地

屋外 2.5m×7m×4ヶ所=70㎡

詳細は「施設情報 5 敷地図」参照

3 期間

ア 令和8(2026)年4月～6月

イ 令和8(2026)年7月～9月

ウ 令和8(2026)年10月～12月

エ 令和9(2027)年1月～3月

※ア～エごとに募集

※同じ期間に複数の希望があった場合は、抽選により事業者を決定

4 出店料

(1) 42,000円（税込、3ア～エごと）

(2) 科学館の設備の使用に係る光熱水費は、栃木県が定める行政財産の使用許可に伴う光熱水費の取扱いに基づいて徴収する。

5 応募に必要な要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 栃木県入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に該当しない者であること。

(5) 必要な営業許可を有し、飲食事業に3年以上の営業経験を持つ者であって、過去3年間に所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）による行政処分を受けていない者であること。

(6) 公共施設において類似の事業実績があり、確実に履行できる者であること。

- (7) その他別紙「栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売に係る出店条件」のとおり。
- (8) 栃木県内に事業所を有する者であること。
- (9) 協会や組合等含むグループでの応募である場合、構成員名簿、本事業への応募にあたり代表者への委任状またはそれに該当するものがあること。また、全ての構成員が(1)～(7)を満たすこと。

6 スケジュール

令和8(2026)年2月17日(火) 募集開始

- 〃 2月17日(火) ～2月22日(日) 問合せ期間
- 〃 2月23日(月祝)～3月1日(日) 参加申込み期間
- 〃 3月6日(金) 参加資格適合・不適合通知
- 〃 3月13日(金) 抽選

7 応募の手続き等

(1) 参加申込について

- ①提出書類：参加申込書(様式1)、参加資格確認書(様式2)、計画書(様式3)
- ②提出方法：電子メール、FAXのいずれか
- ③提出締切：令和8(2026)年3月1日(日)15時まで

※期限までに参加申込書の提出がない者からの提案は受け付けない。

- ④提出先：〒321-0151 栃木県宇都宮市西川田町567番地
(公財)とちぎ未来づくり財団 子ども総合科学館 リニューアル担当
TEL 028-659-5555/FAX 028-659-5353/電子メール tksk@tmf.or.jp

(2) 現地視察について

現地視察は、科学館の開館日に自由に行って良いものとする。

8 事業者の決定方法

申請書類を受付後、参加資格を確認し、適合した事業者の希望した期間とします。ただし、同じ期間に複数の希望があった場合は、抽選によって決定します。

(1) 抽選について

- ①実施日：令和8(2026)年3月13日(金)15:30～
- ②会場：栃木県子ども総合科学館 会議室(1F)

(2) 失格

事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②本要領に定める手続きを遵守しない場合

10 その他

- (1) 応募に要する費用は、その一切を応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) やむを得ない事情により日程等について変更が生じる場合には、別途通知する。

